

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日^に当^りては、翌日^の翌日^に発行)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 土地の用途廃止
土地収用法による事業の認定
開発行為に関する工事の完了
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合役員の退任

規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第七号を次のように改める。

七 かく網漁業(こういか、ひらつめがに及びきんこばいの採捕を目的とするもの並びに総トン数十トン以上の動力漁船によりずわいがにの採捕を目的とするものを除く。)

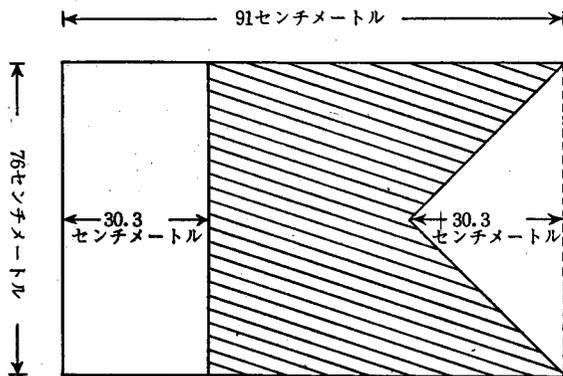
第三十七条第三項中「工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第八十二号)」を「水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)」に改める。

第四十三条の表中「貝を採捕することを目的とするけた網」を「けた幅」に改める。

第六十一条中「方八十センチメートル以上の赤色布地による旗章」を「様式第十五号による潜水信号の旗」に改める。

様式第十四号の次に次の一様式を加える。

様式第15号



斜線の部分は、^{あい}藍色であり、その他の部分は、白色である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五百二十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年二月二十日から用途廃止した。

昭和四十八年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(面 積 メートル)	用 途
日野郡日南町湯河字代田三三七番二地先	一一・九八	水路敷
日野郡日南町湯河字代田三三七番一地先	一六・四七	道路敷

鳥取県告示第五百二十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十條の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり

告示する。

昭和四十八年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市下味野隣保館建設工事

三 起業地

1 収用の部分

鳥取市下味野字池尻地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

鳥取県告示第五百五十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和四十八年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年八月十日 鳥取県指令受都計第四百二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市丸山町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目三八二

有限会社マンヤマ産業

代表取締役 山根幸男

雑 報

地方職員共済組合役員の退任について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき、役員の退任を次のとおり公告する。

昭和48年2月23日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

退任理事（常勤） 山 本 晴 男

（昭和48年2月5日付）